

ここが問題！高齢者をめぐる金融商品トラブル

複雑多様な金融商品に流入する高齢者の資金。業界における勧誘ルールと法規制、投資詐欺などの現状を踏まえ、金融商品トラブルの問題点と被害防止の方策を解説する。



永沢 裕美子 (ながさわ ゆみこ)
 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長
 金融審議会委員
 消費生活アドバイザー

はじめに

金融庁・金融サービス利用者相談室(☎0570016811)では、国民からの質問・相談等への対応を行なうとともに、分野別の受付状況を公表している(図表1)。投資商品等については、日経平均が1万円を割り込んでいた2011年ごろに比べると減少しているものの、株高・円安で多くの投資家の含み損が消えた割には、高水準が続いている。投資に関心をもち人が増えていることもあろうが、規制緩和で新しい商品・サービスが続々と登場し商品の多様化・複雑化が進んでいるためと推察される。

また、このうち詐欺的な投資勧誘に関する相談については、官民挙げて行っている国民への注意喚起が功を奏し、件数は減少したものの、高齢者が大半を占める傾向は変わっていない。

今の日本、高齢者に金融資産が

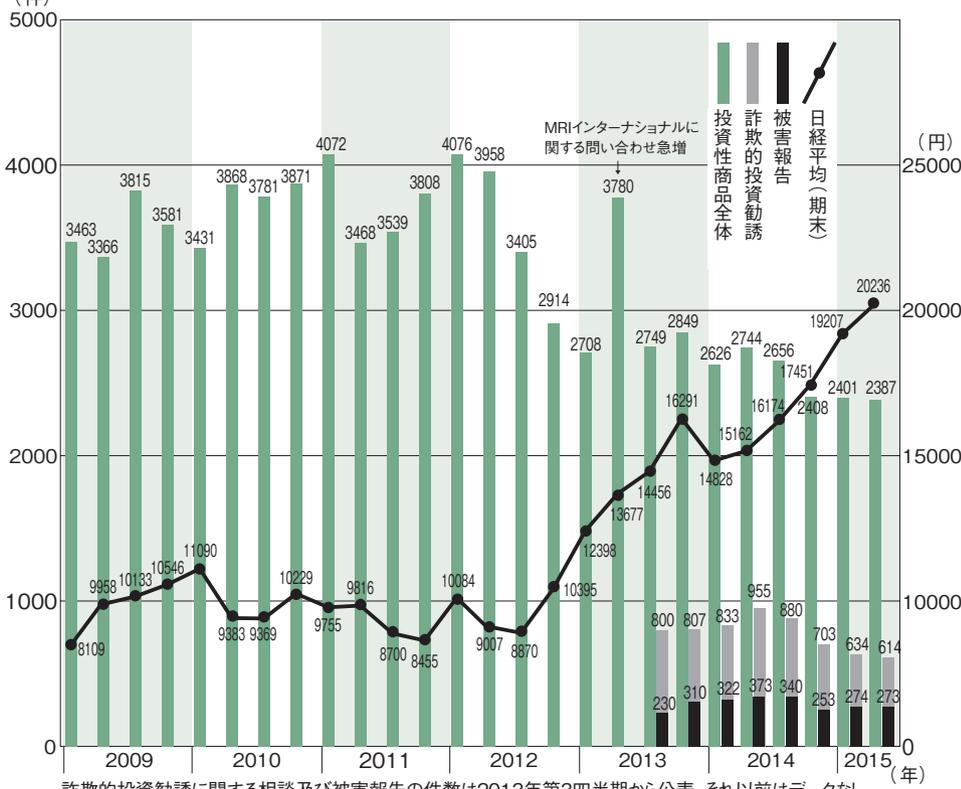
偏在しているといわれるが、高齢者を金融トラブルからどう守っていくかは行政だけでなく周囲の人間、社会全体で取り組むべき課題だ。

ノックイン投信の教訓

09年から13年にかけてノックイン投信をめぐる消費者トラブルが大量発生したことは記憶に新しい。70歳代以上の高齢者に集中していたが、背景には、銀行が定期預金に代わる商品として積極的に高齢顧客に紹介、その後大幅に元本割れしたという事情があった。信頼していた銀行の担当者から「定期預金よりも利率の高い商品」と勧められたため、老後の虎の子をこの投信に入れてしまったのだ。

銀行の売り方に加えて、高額の分配金を支払うために、デリバティブ取引を組み込んだ債券をわざわざ組成し、この債券に集中投資をするという複雑な投資手

図表1 金融庁・金融サービス利用者相談室における相談件数の推移(四半期)



詐欺的投資勧誘に関する相談及び被害報告の件数は2013年第3四半期から公表、それ以前はデータなし。
 金融庁公表資料に基づき筆者作成

法も問題となった。
 金融庁は投資信託の商品提供の適正化が必要と判断し、12年に

金融審議会を開催、問題の所在が議論された。ここでは、銀行が本業の融資では稼げなくなっており、手数料ビジネスとして投資信託の販売に力を入れざるをえなくなっている状況や、日本の投資信託は、規制緩和によりデリバティブ取引を積極的に使うことが許されているが、投信大国の米国では許されていないこと等が指摘され、規制緩和が行き過ぎたのでは

図表2 銀行・証券会社の高齢顧客に対する勧誘による販売のガイドライン概要



日本証券業協会公表資料より抜粋

ないのか、投資家保護のために規制を強化すべきではないのか、といった提言がなされた。

また、投資家についても、高いリターン(利回り)を欲するならば相応に高いリスク(損をする可能性)を覚悟しなくてはならないが、こうした投資の大原則を理解できていない(しようとしない)投資家が少なくないことや、販売金融機関はできれば多くの手数料を得たいと思うのが必然であり、顧客との間に利益相反が生じやすいが、顧客側がその点の認識に欠けていること、コスト意識が薄いこと等も市場を歪めている原因として指摘された。

また、金融商品取引法(以下、金商法)が制定された時に、元本割れの可能性やコスト等の重要事項の説明義務が販売金融機関側に課されたが、加齢による理解力や判断力の衰えは避けられない。高齢者については、説明したから説明責任は果たされたとはいえないのは明らかだ。また、高齢者には、商品よりも販売担当者の人柄で購入を決めてしまうという人も少なくない。「説明はもういいから」と重要事項の説明を受ける機会を自ら断ってしまっていることも多く、高齢者取引にトラブルが生じやすい原因となっている。

銀行・証券会社が 高齢者勧誘ルールを新設

金融庁は投資信託法の改正を行い、投資信託を提供する投信委託会社に対する規制を強化したが、併せて、証券会社や銀行に対する監督指針を改正し、高齢顧客の特性を踏まえた慎重な投資勧誘を強く要請した。

これを受けて、日本証券業協会は高齢者に投資商品を勧誘によって販売する際のガイドライン(図表2)をつくり、協会員である証券会社や銀行に社内規則で定めることを義務づけた。投資経験の有無にかかわらず75歳以上を目安に「高齢顧客」と定め、役員者の事前承認なしで勧誘できる「勧誘可能商品」と、事前承認を必要とする「勧誘留意商品」を具体的に定めることを求めている。また、80歳以上については勧誘だけでなく、受注についても慎重に対応するよう求めている。社内規則の順守状況を、適合性だけでなく合理性の観点からもチェックし、不適切な取引がないかモニタリングするよう求めている点などは一歩前進と評価できる。

一方で、75歳以上でいいのか、という疑問も残る。むしろ、退職して稼働所得がなくなる時点で、そもそも勧誘による販売を希望す

るのか、どの範囲の投資対象まで勧誘を許すか等を顧客が販売金融機関との間で取り決めておけるようにするといった対応も必要なのではないだろうか。

「ファンド型投資商品」には 規制強化が必要

以上、第一種金融商品取引業者に分類される証券会社や銀行の高齢者対応を紹介したが、高齢者「被害」という点では「ファンド型投資商品」を取り扱う第二種金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出業者(いわゆるプロ向けファンド業者)の方が問題は大きい。

「ファンド型投資商品」の多くは商法に規定がある匿名組合という器(法形式)を用いて組成されているが、商法の規定はわずか8条にすぎず、出資金の取り崩しによる分配も契約で可能である。そのため、例えば「目標分配利回り年4%」といった表示も「元本が保証されるものではない」旨の注意書きを書いておけば許されてしまう。金融リテラシーをそれなりに備えている人なら、今の低金利で年4%という利回りを得られることに疑問を持つのが普通だが、金融情勢に疎い高齢者は利回りの数字に強い関心を持ってしまいがちだ。

図表3 金融商品取引業者の種類と業者数

	種類	代表的な事業者	事業者数
登録制	第一種金融商品取引業	証券会社、銀行、FX業者	279
	第二種金融商品取引業	ファンド取扱業者	1203
	投資助言・代行業		988
	投資運用業	投信委託会社	322
届出制	適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)		2807

金融庁HP上公表資料(2015年7月末現在)に基づき筆者作成

「ファンド」という文言から投資信託と混同している人が多いが、投資信託のように投資家から集めた資金を信託銀行に分別管理することが義務づけられていない。このため、MRIインターナショナル事件で明らかになったように、顧客から集めた資金が本業以外に流用されることが起こりうるし、そのような場合、投資家は期待されたリターンどころか出資金

の返還さえも難しい事態に直面することになる。

詐欺的な投資勧誘が紛れ込みやすいことも問題だ。06年に成立した金商法は、それまで野放しになっていた「ファンド」業者を第二種業者と位置づけ登録制とし、規制の網をかけたという点では画期的であったが、参入資格要件のハードルが低すぎた。登録業者数は1200を超えており(図表3)、金融当局の監視が追いついていない。

第二種以上に当局の監視が追いついていないのが、金商法の例外として登録制よりもさらに緩やかな届出制でよいとされたプロ向けファンドだ(図表3)。プロとはいえない一般個人に詐欺的な投資勧誘を行う業者がたびたび、被害が高齢者を中心に多発した。この問題を放置できないとして証券取引等監視委員会や消費者委員会が金商法の見直しを建議、法改正が行われ、過去に詐欺等の犯罪に関わった者からの届出については金融庁が受理を拒否できるようになった。高齢者被害の多くが自宅への電話や訪問による勧誘をきっかけに発生したことを考えると、不招請勧誘の禁止が盛り込まれるべきだった。

投資詐欺の被害防止のために

投資性金融商品を取り扱う業者は金融商品取引業者として内閣総理大臣への登録が義務づけられ、金融庁の監督下におかれていることは、先述の通りである。問題は、こうした金商法規制の枠組みの外、つまり無登録で、金融商品の実態がないのにあるかのように装って、詐欺的な投資勧誘を行う者が後を絶たないことである。

次々と新たなシナリオの「劇場型」が出てきている。日本証券業協会の「株や債券をかたった投資詐欺」被害防止コールセンター(☎0120-344-999)に寄せられた最近の事例では、テレビ番組制作会社が未公開株詐欺の特集番組を制作するので、出演してくれたら被害回復するという設定だ。通報者を信用させた上で、番組制作の過程でいろいろトラブルが生じたとして通報者を動揺させ資金を詐取するという手口だ。一度詐欺にあった人が二次被害、三次被害にあっている。

同センターによると、勧誘手段のほとんどを電話やDMが占めており、60歳以上の割合が9割前後という状況が続いている。一人暮らしの割合は2割前後となっており、高齢者被害を出さないためには、同居している家族や周囲の人が疑わしい電話やDMにいち早く気付くことが大切だ。見知らぬ業

者から勧誘を受けた時には、金商法の登録業者かどうかを確認する習慣化が必要だ。

投資への関心が高まっているインドネシアでは、政府がバスを走らせ、投資商品を買う前に、日本でいえば金融庁の利用者相談室に該当する機関に電話して、事業者の登録の有無を確認するよう国民に注意を促しているという。金商業者は登録制ということを知らずに無登録業者にお金を渡してしまおう高齢者が後を絶たないことを考えると、インドネシアの取り組みも参考になろう。

最後に

高齢者は投資詐欺に限らず様々な悪徳商法の標的とされている。高齢者被害の発端が、見知らぬ事業者からの突然の電話や訪問であることを考えると、不招請勧誘規制の強化を求めていくことが高齢者被害の防止には効果的だ。海外で広く実施されている電話勧誘拒否登録制度(Don't Call制度)や、「訪問販売お断りステッカー」等訪問販売の事前拒否に明確な法的根拠を与え、これを無視して勧誘することを禁止する訪問勧誘拒否制度(Don't Knock制度)の導入を検討すべき時期にきている。